

奈良県知事選挙 及び 奈良県議会議員選挙



～その一票 みんなでつくる 大きな未来～

投票日 **4月9日(日)** (県知事選挙の告示日：3月23日(木))
(県議会議員選挙の告示日：3月31日(金))

投票時間 **午前7時～午後8時**

開票 4月9日(日) 午後9時開始(予定) 市選挙管理委員会【市役所総務課内】
宇陀市総合体育館(榛原萩原1057) (☎82・1302 / IP ☎88・9068)

投票できる方

次のいずれにも該当する方で、引き続き住民基本台帳に記載され、宇陀市の選挙人名簿に登録されている方
①平成17年4月10日以前(10日を含む)に生まれた方
②令和4年12月30日以前(30日を含む)において住民票が作成された方、または転入届をした方
※市外に転出した方
宇陀市の選挙人名簿に登録されている方で県内の他の市町村に転出した方は、転出先の選挙人名簿に登録されていない場合に限り、宇陀市で投票できます。

投票場所

次の選挙期日当日の投票場所は入場整理券に表示していますので、ご確認ください。(指定した投票所のみで投票できません。)

投票所入場整理券

(郵送は4月3日(月)以降の予定)
今回投票できる方に投票所入場整理券を世帯単位で郵送しています。(世帯員の一部が別送の場合もあります。)

県、そして県民の代表者を選ぶことは、あなたのまちの未来や生活に大きく関わります。大切な一票を投票しましょう。投票は同時に行います。まず、県知事選挙の投票をしてその次に県議会議員選挙の投票を行っていただきます。いずれも当選させたい候補者1人の氏名を記入してください。

すので、ご確認ください。

入場整理券はご自身の氏名の記載のあるものをお持ちください。

※入場整理券がなくても選挙資格があれば投票できます。万が一、紛失された場合などは、その旨を投票所で申し出るか、**問**へお問い合わせください。

期日前投票

投票日当日に、投票所に行けない方は期日前投票ができますので、入場整理券の裏面の宣誓書に必要事項を記入し、いずれかの期日前投票所にお越しください。※入場整理券が届いていない場合や、紛失した場合でも投票できます。

期日前投票の期間

奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙の両方が投票可能な期間
4月1日(土)～8日(土)
午前8時30分～午後8時

期日前投票の場所

- 市役所1階ふるさとテラス
 - 大宇陀地域事務所
 - 菟田野地域事務所
 - 室生地域事務所
- ※いずれの投票所でも投票できます。

代理投票、点字投票

身体が不自由であるなどの事由により自ら投票用紙に候補者名簿等を書くことができない場合は、第三者の立ち会いのもと代理人が選挙人に代わって記載します。また、目が不自由な方は、点字を用いて投票することができます。代理投票、点字投票を希望される方は、投票所でその旨を申し出てください。

不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院している方は、その施設で不在者投票ができます。また出張などで投票日まで他の市町村に滞在する場合は、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、滞在地選挙管理委員会へ投票することがあります。不在者投票については、投票用紙の交付等を郵便により行うため日数を要しますので、手続きはお早めをお願いします。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがある方(法令に定める一定の障がいがある方)は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。この制度を利用するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票日の4日前の4月5日(水)までに投票用紙などを請求しなければなりません。

選挙の管理執行における コロナウイルス感染症 への対応について

①期日前投票の利用について

コロナウイルス感染症防止対策の観点から、投票日当日の投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の利用をお願いします。

②感染症対策について

期日前投票所および投票所には、使い捨て鉛筆や消毒液を設置していますのでご利用ください。(持参された筆記用具も使用いただけます。)
選挙事務従事者は、マスクの着用・咳エチケットの徹底・手洗い・うがいの実施に努めます。また、投票の際には、選挙人の方にも咳エチケットの実施、帰宅後の手洗い・うがい等の感染対策をお願いします。

③特例郵便等投票制度について

コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方のうち、一定の要件に該当する方は郵便等により投票ができます。ただし、投票用紙の請求には期限がありますので、詳細は**問**へお問い合わせください。

投票区投票所一覧表

| 投票区 | 投票所の名称 | 投票区の区域 |
|-------|---------------------------|--|
| 大宇陀地域 | 第1 宇陀市文化会館 | 万六、出新、上新、中新、上、小出口、黒木、中庄、拾生、本郷、宮奥、下宮奥、関戸、大東 |
| | 第2 西山川向地域交流センター | 上中、上本、上茶、下茶、下本、下中、下出口、迫間、春日、西山、岩室(内垣内・五十軒)、下竹 |
| | 第3 大宇陀人権交流センター | 岩室(北谷)、小附(二区・三区) |
| | 第4 のより農村ふれあいの館 | 小附(一区・中河原)、嬉河原、芝生、半阪、馬取柿、麻生田、内原、口今井、野依、平尾、五津 |
| | 第5 旧守道小学校 | 岩清水、調子、塚脇、藤井、オケ辻、守道、山口、白鳥居、上品、下品、和田、小和田 |
| | 第6 田原区集会所 | 牧、栗野、田原、上片岡、下片岡、東平尾、大熊 |
| 菟田野地域 | 第7 中央公民館菟田野分館(いきいきホール) | 古市場、松井、岩崎 |
| | 第8 平井地区集会所 | 平井、見田、大澤、大神、別所 |
| | 第9 宇賀志集落センター | 稲戸、駒帰、佐倉、宇賀志 |
| | 第10 菟田野東部地区研修指導施設(下芳野集会所) | 東郷、入谷、下芳野、上芳野、岩端 |
| 榛原地域 | 第11 駅前公民館(旧榛原公民館) | 福地(五月ヶ丘を除く)、萩原(東町・稲荷・新町・宮本・菟田川・駅前・新駅前・富士見ヶ丘)、萩乃里 |
| | 第12 上の町コミュニティセンター | 萩原(墨坂・新吉田・福田・上町・口田辺・鳥見町)、桜が丘 |
| | 第13 大和富士ホール | 赤瀬、長峯、天満台西1～4丁目 |
| | 第14 天満台東交流センター | 戒場、山辺三、額井、天満台東1～4丁目 |
| | 第15 農林会館 | 下井足、篠楽、雨師、上井足、足立、安田、笠間 |
| | 第16 伊那佐体育館(旧伊那佐小学校体育館) | 池上、高塚、福西、栗谷、比布、石田、山路、大貝、澤、三宮寺、母里 |
| | 第17 檜牧甲公民館 | 自明、松牧、荷坂 |
| | 第18 たかぎふるさと館 | 内牧、八滝、諸木野、赤埴、高井 |
| | 第19 あかね台コミュニティセンター | 萩原(西峠)、角柄、柳、あかね台1～2丁目、高萩台(萩原・下井足の一部を含む)、榛見が丘1～2丁目(下井足の一部を含む) |
| | 第20 宇陀市総合体育館 | 福地(五月ヶ丘)、萩原(玉立・小鹿野・小鹿台)、ひのき坂1～3丁目 |
| 室生地域 | 第21 音楽の森ふれあい館(旧笠間保育所) | 小原、上笠間、深野、下笠間 |
| | 第22 多田地区公民館(旧多田保育所) | 無山、多田、染田 |
| | 第23 やまびこホール | 向淵 |
| | 第24 宇陀市室生振興センター | 大野 |
| | 第25 三本松集会所 | 三本松 |
| | 第26 西谷地区公民館(旧西谷保育所) | 砥取、滝谷、西谷、龍口 |
| | 第27 室生生活改善センター | 室生 |
| | 第28 ふるさと元気村 | 黒岩、田口元上田口、田口元角川、下田口 |

特集

市政トピックス

うだがから

まちのわだい

みんなで子育て

病院・ウェルネス

お知らせ

掲示板

うだチャン



4月1日から 市役所の組織が変わります

問 人事課 (☎ 82・1303 / IP ☎ 88・9069)

第2次宇陀市総合計画中期基本計画の早期目標達成、および市長のマニフェストに関する各種事業を実施するために、部局間調整機能をさらに強化し、秘書広報情報課 DX 推進室以外の各課のプロジェクト室を廃止、課題に対して限られた職員数で取り組むために組織の見直しを行います。

総務部

- ・総務課の「交通安全啓発及び防犯に関すること」を危機管理課に移管します。
- ・管財課の「入札、庁舎管理業務」を総務課に移管します
- ・徴収対策課は、税務課と統合します。

市長公室

- ・秘書広報情報課・人事課・行政経営課 (新設)
- ・行政経営課は、主にファシリティマネジメント、公共施設等総合管理計画の推進、行政改革等の推進を行います。

政策推進部 (新設)

- ・企画課 (新設)・政策推進課 (新設)
- ・新たに**政策推進部**を設置し、市長公室地域振興課、総合政策課の業務を、企画課・政策推進課に移管します。
- ・**企画課**では、市長が指示する重要施策について、計画の策定・調整に関することを担当します。具体的には、現在の総合政策課の業務を移管します。
- ・**政策推進課**は、政策効果の高い施策・事業を、庁内横断的に調整を図り、施策の推進を図ります。現在の市長公室の地域振興課の業務、まちづくり事業補助制度、市民協働およびボランティア・NPO 法人、定住促進、まちづくり協議会、地域づくりおよび地域振興、榛原総合センター、室生振興センター、音楽の森、あさざりホール、ふるさと元気村に関する業務等を担当します。

建設部

- ・地籍調査課は建設課と統合します。

農林商工部

- ・商工業課にふるさと納税に関する業務を移管します。

| | | |
|---------|-------|----------------------------|
| 新設課電話番号 | 行政経営課 | (☎ 82・3632 / IP ☎ 88・9084) |
| | 企画課 | (☎ 82・1362 / IP ☎ 88・9074) |
| | 政策推進課 | (☎ 82・3910 / IP ☎ 88・9094) |

※新体制になりましたら、電話番号を広報うだでお知らせします。



▲メタバース空間の雰囲気

全国初!? ChatGPTと メタバースを用いた移住イベント 「第2回先輩移住者 Q&A」を開催!!

問 地域振興課
(☎ 82・3910 / IP ☎ 88・9094)

2月23日(木・祝日)、インターネット上の仮想空間(メタバース)で、田舎暮らしや起業に関心のある方を対象とした移住イベントを開催しました。また、イベントの中でChatGPT(アメリカの人工知能研究所「OpenAI」が提供している人工知能応答システム)を活用したお悩み相談コーナーも実施しました。
参加者は、自宅などの端末からインターネットを通じて、顔や服装を自由に選んで作るアバターに姿を変え、会場内を巡りました。
そして、金剛市長のメッセージ動画を観たり、市の職員から移住に関する説明を受けたり、先輩の移住者から生の声を聞きながら、宇陀市に住むことや起業することへのイメージを思い描きました。

新型コロナウイルス接種について

問 健康増進課 (☎ 82・36962 / IP ☎ 88・9087)

令和5年3月7日、令和5年度に行う新型コロナウイルス接種についての国の方針が示され、令和5年度も自己負担無しで接種できることになりました。

市でも国の方針に基づき、令和5年度接種の準備を進めています。詳細が決まり次第、ホームページや広報うだなどでお知らせしますので、もうしばらくお待ちください。

令和5年度の新型コロナウイルス接種のスケジュール

- 〔令和5年春開始接種〕
- 〔接種対象者〕
- ①12歳以上で初回接種(1・2回目)を終了した次の方
- ・高齢者(65歳以上)
- ・基礎疾患を有する方(12歳〜64歳)
- ・医療従事者・介護従事者等
- ②5歳〜11歳で初回接種(1・2回目)を終了した次の方
- ・基礎疾患を有する方(5歳〜12歳)

- 〔接種期間〕5月8日〜8月末
- 〔接種間隔〕最後の接種から3か月以上
- 〔使用ワクチン〕オミクロン株対応2価ワクチン
- (令和5年秋開始接種)



オミクロン株対応ワクチンを1回も接種していない方
昨年9月20日から開始された、「令和4年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン等)」については、5月7日で終了します。
また、接種を受けていない方のうち接種を希望される場合には、必ず5月7日までに接種してください。(現在、お手持ちの接種券「白色」は5月8日以降使用できません。)詳しくは、新型コロナウイルス接種対策室までお問い合わせください。

新型コロナウイルス接種に関するお問い合わせ

市新型コロナウイルス接種対策室
☎ 96・9030 / FAX 82・7234
午前9時〜午後4時



さんとおぼあ榛原からの お知らせ

問 さんとおぼあ榛原
(☎ 85・2525 / IP ☎ 88・9065)

第5回

からだも心も元気に!!

今回は、前回に引き続きリハビリの中の作業療法についてご紹介いたします。
作業療法とは、日常に必要な「食事」「排泄」「洗顔」「家事」「字を書く」などの動作能力や、地域活動への参加、就学、就労といった社会適応能力を維持、改善し「その人らしい」生活の獲得を目標にリハビリを行なう専門職です。また作業療法では、からだのリハビリだけでなく、こころのリハビリも担っています。

実際、さんとおぼあ榛原のリハビリでは、認知症のご利用者様の担当を多くさせていただいております。訓練内容として、運動機能面では体操や屋外散歩を行い、認知機能面では計算ドリル、書道、塗り絵、制作、園芸、手芸などを組み合わせて行っています。

からだ元気になるのはとても大切な事です、こころも元気に



▲制作活動を指導する牧野作業療法士